

### 【課題解決に向けた方策（案）】

### 【第2回委員会での意見】

#### 1 基本的な考え方

##### ①【基本的な方針】

- 大和川流域内の浸水被害から県民の生命及び財産の保護を図るため、総合治水の基本的な方針、県、市町村などの関係機関、県民の責務並びに県が行う施策の基本となる事項等を定めることにより、浸水被害の軽減及び拡大の防止を図り、もって安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。
- 降雨による河川の氾濫や内水による浸水を抑制し、浸水被害の軽減及び拡大を防止するため、国、県、市町村及び県民が相互に連携を図りながら、総合治水に関する施策の推進を目指す。
- 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造、歴史及び文化への配慮及び景観との調和に留意していくことが必要。

##### ②【役割分担】

- 県は、総合治水に関し、総合的・計画的な施策を推進するものとする。
- 県は、施策の実施にあたり、国、市町村、県民及び事業者と連携し、効果的・効率的に実施するものとする。
- 市町村は、地域における特性を踏まえて総合治水に関する施策を実施するものとする。
- 市町村は、施策の実施にあたり、国、県、県民及び事業者と連携し、当該施策を効果的・効率的に実施するものとする。
- 県民は、一人ひとりが雨水の河川等への流出抑制に努めるものとする。
- 県民は、国、県及び市町村が実施する総合治水に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 事業者は、雨水の河川等への流出を抑制し、洪水時の浸水の発生に備えるようにするものとする。
- 事業者は、国、県及び市町村が実施する保水力の向上を図る施策に協力するよう努めるものとする。

##### 【法制的な論点】

- 防災調整池の設置やため池の治水利用や貯留施設の保全など規制的な対策を行う場合は、条例で定めをしていかないといけないが、財産権を侵害するという内容であってはいけない
- また、法律で規制されていないものを条例で規制できるのかという検討が必要

- 県民の責務に加え、事業者の責務も検討すべきではないか
- この総合治水対策は、県だけでなく市町村と協力してやっていくものであるが、市町村の自治というのを尊重しつつ、書き込んでいくのの工夫が必要
- 市町村の責務について、県と市町村が協力していかないと効果が上がらない事や県の強いリーダーシップを発揮する事を考えると市町村の責務についての検討が必要となる

#### 2 方策案

##### (1) 治水対策 (ながす)

##### ①【河川の整備と維持】

- 県は、河川整備計画（県管理区間）に基づき、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を計画的に行うこと。
- 県は、河川水位の上昇に伴い、降雨の排水不良により発生する堤内地の浸水を軽減するため、河床の掘削などを行うこと。
- 県は、河川の流下能力を維持するため、河川内の流水の妨げとなる樹木や堆積した土砂の撤去、ならびに護岸の修繕等を行うこと。

- 県の策定する条例ではあるが、改めて県が進める治水対策を明記することで、県民だけでなく、県の役割分担も明らかにしていきたい

##### (2) 流域対策 (ためる)

##### ①【雨水貯留浸透施設の整備】

- 県は、雨水貯留浸透施設の整備について、流域整備計画に基づき、計画的に行うこと。
- 県は、市町村が雨水貯留浸透施設の整備を行うにあたり、技術的・財源的支援を行うこと。
- 市町村は、雨水貯留浸透施設の整備について、流域整備計画に基づき、計画的に行うこと。

##### ②【雨水貯留浸透施設の維持】

- 雨水貯留浸透施設の管理者は、設置された施設の機能を維持するようしなければならない。

##### ③【ため池治水利用施設の整備】

- 県は、ため池治水利用施設の整備について、流域整備計画に基づき、計画的に行うこと。
- 県は、市町村がため池治水利用施設の整備を行うにあたり、技術的・財源的支援を行うこと。
- 市町村は、ため池治水利用施設の整備について、流域整備計画に基づき、計画的に行うこと。

##### ④【ため池治水利用施設の維持】

- ため池治水利用施設の管理者は、設置された施設の機能を維持するようしなければならない。

- ため池の治水利用にあたっては、総合治水として利用する際に、環境保全などと関連つける事を考えるといいいのではない
- ため池だけでなく、遊休農地を活用した流域対策もやっている
- ため池の管理については、営農者の減少などから仕組みづくりが必要
- ため池や貯留施設の点検が行われていない原因の分析が必要
- ため池の治水利用や水田貯留などを治水の整備として活用するので、例えば補助金などの対応が必要になるのではない

← 前回の議事

⑤【水田貯留の推進】

- 市町村は、流域整備計画に基づき、雨水の河川への流入を抑える効果が期待できる水田貯留に計画的に取り組むものとする。
- 県は、市町村が雨水の河川への流入を抑制する新たな手法として、水田貯留を活用し実施するにあたり技術的・財源的支援を行う。

○水田貯留の対策量をどの程度見込むのか。また、対策内容の内、どのレベルまでを盛り込むのか

← 前回の議事

⑥【開発行為に伴う防災調整池等の設置】

- 規模が1,000m<sup>2</sup>以上の開発行為(都市計画法第29条、第33条、宅地造成法第8条、第9条、砕石法第32条、第33条、第33条の4、砂利採取法第3条、第16条、第19条で規定される土地利用行為をいう。)をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を得なければならない。
- 前述の開発行為をするものは、技術基準に適合する防災調整池等を設置しなければならない。

○防災調整池の設置対象面積の引き下げすることで、事業者による申請の小分けを発生させ、しいては被害軽減の効果を結果として薄めてしまわないかとの懸念が残る

(2)流域対策  
(ためる)

⑦【林地開発行為に伴う防災調整池の設置】

- ⑧【防災調整池等の維持】
- ⑨【農地の保水力の保全】
- ⑩【ため池の保水力の保全】

← 本日の議事

(3)土地利用  
対策(ひかえる)

①【(仮称)ひかえる区域の設定と市街化編入等の抑制】

防災力向上対策  
(そなえる)

3 総合治水対策  
推進体制

①【総合治水に取り組む仕組み】

- 総合治水に関する施策を連携して計画的に実施するため、支川流域を基本とし、県及び上下流の関係市町村が協力して、まちづくりなど地域の特性に応じた流域基本方針を定めた連携協定を規則に定めるところにより締結することができる。
- 連携協定の締結後は、速やかに実施計画を策定し、公表するものとする。
- 県は、実施計画に基づく、市町村の取組には重点的支援を行うとともに、自らの事業に関しても優先的に実施するものとする。

← 前回の議事

# ■ 基本的な方策



## (2) 流域対策(ためる) ⑦【林地開発行為に伴う防災調整池の設置】

### ① 現状

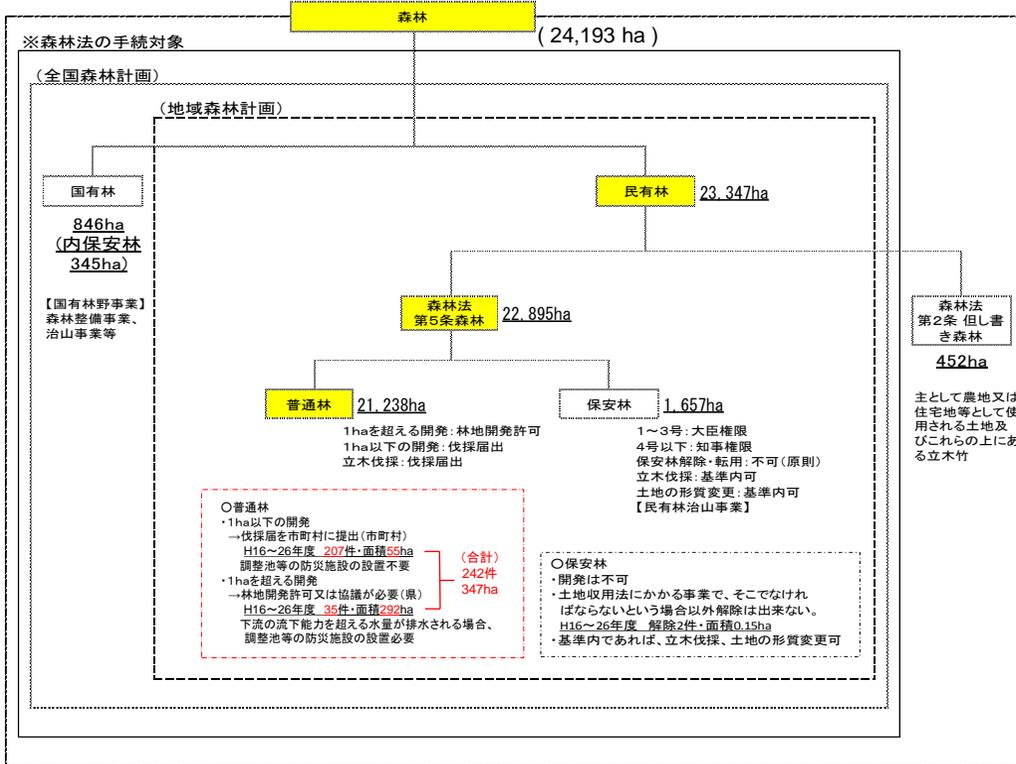
- 森林は、森林・林業基本法に基づき、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を発揮させるため、その適正な整備及び保全が図られなければならない。
- 一定規模（1haを超えるもの）の林地開発については、森林法に基づく知事の許可が必要であり、河川へ雨水流出を増加させる恐れのある場合は行政指導により防災調整池の設置を求めている。
- H16～26年度の林地開発行為面積は、大和川流域全体の普通林21,238haのうち、347ha（約2%）と少ない
- 347haのうち、防災調整池の設置が行われているものは292ha(約84%)である。

【行政指導を行っている対象行為】

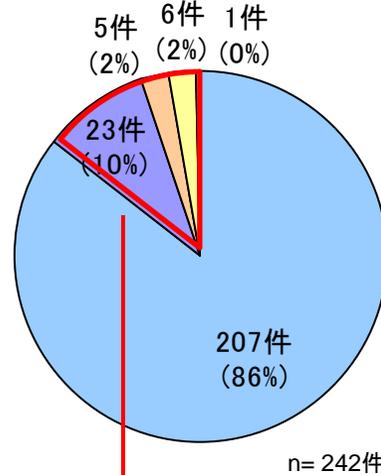
行為	防災調整池等の設置指導をしている対象面積	指導根拠	面積 0.3ha～	1ha～
開発許可申請	0.3ha～	開発許可等に関する審査基準 技術基準編	大和川流域小規模開発 雨水流出抑制対策 設計指針(案) 平成元年10月	大和川流域調整池 技術基準(案) 昭和61年5月
宅地造成許可申請	0.3ha～	宅地造成等規制法に関する技術基準		
採石認可申請	0.3ha～	採石技術指導基準書(平成15年版)		
砂利採取認可申請	0.3ha～	砂利採取技術安全指針		
林地開発許可申請	1ha超～	林地開発許可制度の手引き	-	-

#### ○対象森林

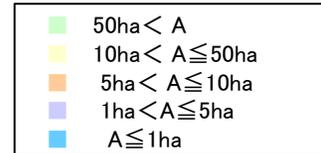
- ・ 民有林の普通林が対象。1ha以下の林地開発は市町村への届出が必要。1haを超える林地開発は開発許可が必要。



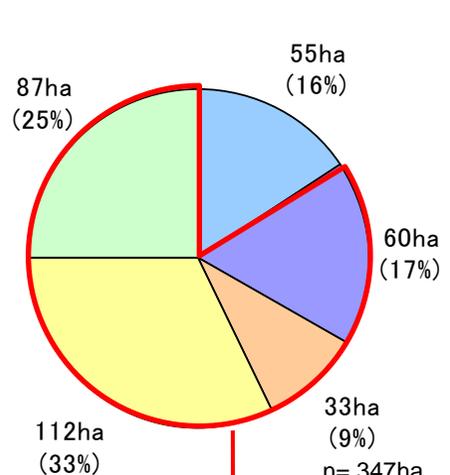
【開発行為の件数】  
(H16～H26年度の合計)



1haを超える開発  
=35件 (14%)



【開発行為の面積】  
(H16～H26年度の合計)



1haを超える開発  
=292ha (84%)

## ② 課題

- 防災調整池等の設置は、行政指導によるものであり、透明性や実効性が担保されていない。

## ③ 課題解決に向けた方策(案)

### 【林地開発行為に伴う防災調整池の設置】

- 1haを超える林地開発行為をしようとする場合は、森林法に基づき知事の許可を受けなければならない。
- 前述の林地開発行為をする場合は、規則に定める技術基準に適合する防災調整池を設置しなければならない。

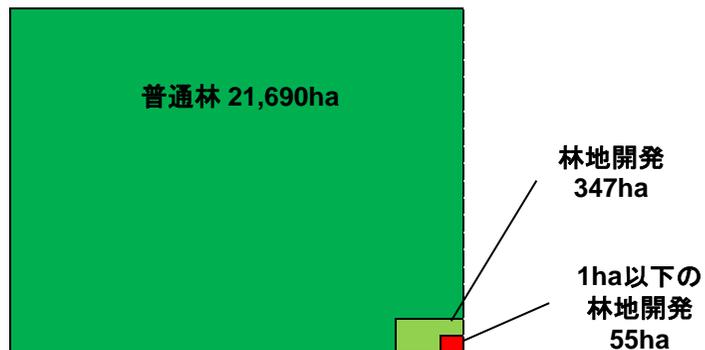
### 【目的】

- 防災調整池を設置し、林地開発行為による水害の防止を図る。

### 【必要性】

- 当該開発行為による河川への雨水流出量の増加を抑制するためには、防災調整池の設置を求める必要がある。

【普通林に対する流出増につながる行為の相関関係(ha)】  
(平成16～26年度)



## ◎ 他法令との関連性

- 奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例 (平成22年3月26日公布)  
<趣旨>

森林の有する多面的機能※の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展を促進し、もって森林からもたらされる恵沢を県民の共通の財産として次世代に引き継ぐとともに、活力ある地域社会を実現することを目的とする。

### ※ 森林の有する多面的機能

森林の有する県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。

# 【参考事例】 森林に関すること

## 総合治水条例／兵庫県

【趣旨】 森林の所有者は、森林の有する雨水浸透機能等の確保のため、森林の整備及び保全を図らなければならない

## 流域治水の推進に関する条例／滋賀県

【趣旨】 森林の所有者は、森林が有する雨水貯留浸透機能を発揮するよう、適正な保全及び整備を行わなければならない

## 総合治水対策の推進に関する条例／金沢市

【趣旨】 市長は、高い雨水浸透機能を確保するため、森林、農地、緑地等の保全に努めなければならない

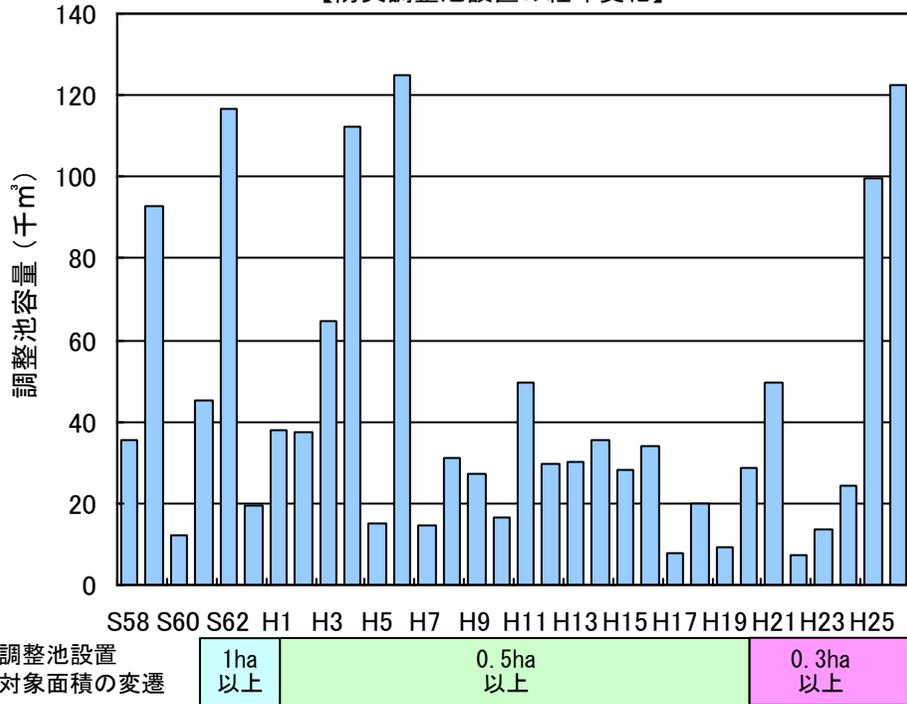
<p>第6節 森林の整備及び保全</p> <p>第37条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるようにしなければならない。</p> <p>2 県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に資する施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策 (森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保)</p> <p>第10条 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例(平成16年滋賀県条例第2号)の基本理念森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能(雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。)が持続的に発揮されるよう努めなければならない。</p>	<p>(森林、農地等の保全等)</p> <p>第11条 市長は、雨水の地下への浸透について高い機能を有する森林、農地、緑地等の保全に努めなければならない。</p> <p>2 本市の区域内に存する森林又は農地の所有者(当該森林又は農地を使用し、又は収益する権原を有する者を含む。)は、森林又は農地が有する保水又は遊水の機能を保持するため、その適正な整備及び保全に努めなければならない。</p>
--	---	---

## (2) 流域対策(ためる) ⑧【防災調整池等の維持】

### ① 現状

- 大和川流域では、これまで、開発行為等に伴い861個(約139万m<sup>3</sup>)の防災調整池が設置された。

【防災調整池設置の経年変化】

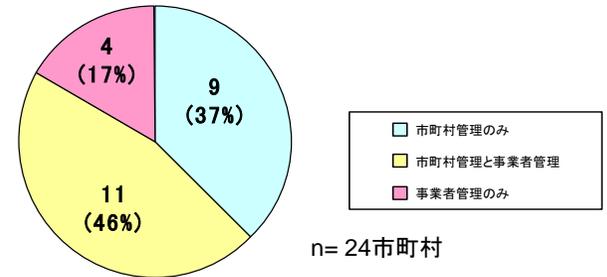


### ② 課題

- 一般的に開発事業に伴い設置された防災調整池は、機能の公共性を考慮すると公的機関で管理することが望ましい。
- 施設閉鎖に伴い管理状況が不明な防災調整池が存在。
- アンケート結果より、大和川関連24市町村のうち20市町村で市町村が防災調整池を管理している。点検を実施していない市町村が多く、機能維持が図られているか把握されていない。また、アンケート結果より、市町村による点検頻度にバラツキがある。

【防災調整池の管理状況に関するアンケート結果】

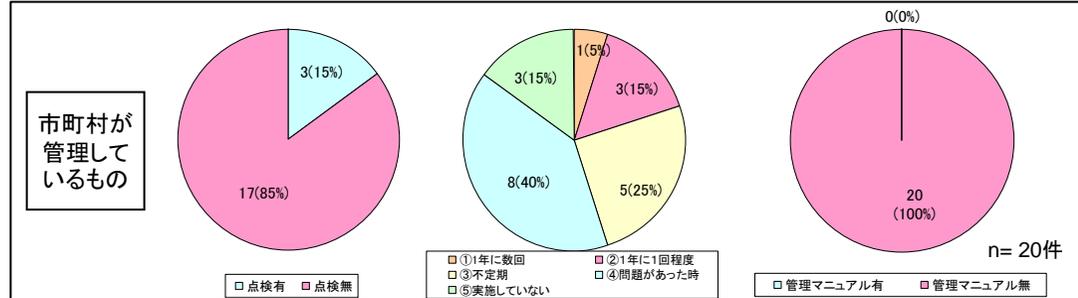
<管理者(市町村・事業者別)の割合>



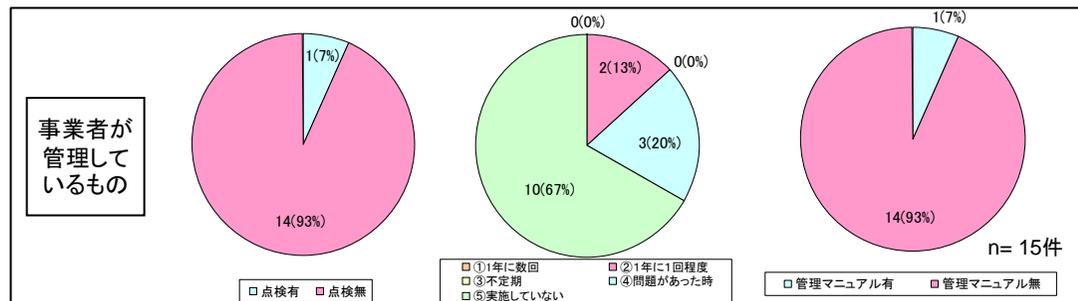
<定期的な点検の有無>

<点検頻度>

<管理マニュアルの有無>



事業者が管理しているもの



### ③ 課題解決に向けた方策(案)

#### 【防災調整池等の維持】

- 防災調整池等の設置者は、防災調整池の設置に係る工事を完了したときは、管理者等を知事に届け出なければならない。
- 防災調整池等の管理者は、その防災調整池等の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。
- 管理者は、防災調整池の管理者を変更したときは、遅滞なく新たな管理者等を知事に届け出なければならない。

#### 【目的】

- 雨水流出機能の維持のため、防災調整池等の適正な管理を図る。

#### 【必要性】

- 雨水流出機能が維持されない場合に、河川への雨水流出量が増加する恐れが増大するため、適切な防災調整池等の機能維持が必要である

### ④ 関連技術基準等

#### ○維持管理

- ・ 防災調整池等の機能を継続的に確保するため、良好な維持管理が担保されるよう、維持管理体制を整備することが必要。
- ・ 施設の維持管理にあたっては、下記の技術基準に準拠。→堤体の破損、堆積土砂等を適宜巡視を実施し、必要に応じ堆積土砂の搬出等を実施。

#### 【技術基準等一覧】

基準等の名称	策定年月	策定機関	適用範囲
大規模宅地開発に伴う調整池技術基準(案)	昭和46年 7月 昭和62年 3月 (増補改訂)	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 (社)日本河川協会	10ha以上の宅地開発に伴う流出抑制施設として、堤高15m未満のダム式調整池に適用
防災調整池技術基準(案)	昭和49年 3月 昭和54年12月 (改訂) 昭和62年 3月 (増補改訂)	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 (社)日本河川協会	防災調整池事業の施設計画に適用する他、堤高15m未満のダム式恒久調節池に適用 昭和62年の改訂でオンサイト型及び浸透施設との併用の評価手法について規定
下水道雨水調整池技術基準(案)	昭和59年10月	(社)日本下水道協会	下水道管渠(雨水)の機能を補完するダム式(堤高15m未満)及び堀込み式調整池に適用
流域貯留施設等技術指針(案)	昭和61年10月 平成 5年 5月 (増補)	建設省河川局都市河川室監修 (社)日本河川協会	流域貯留浸透事業による施設に適用する他、校庭・公園等の公共公益施設用地、集合住宅の棟間等に貯留及び浸透機能を有する施設の計画、設計、管理に適用
宅地開発に伴い設置される洪水調節(整)池の多目的利用指針(案)	昭和62年 3月	建設省建設経済局 民間宅地指導室監修	宅地開発に伴い設置される調整池の多目的利用に適用。特に計画・設計時の安全対策の配慮事項について規定
防災調整池の多目的利用指針(案)	昭和62年 3月	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 (社)日本河川協会	防災調整池等の恒久施設の多目的利用に適用。特に計画・設計における安全対策の配慮事項について規定
宅地防災マニュアルの解説 第X章	平成元年 9年	建設省建設経済局 民間宅地指導室監修 宅地防災研究会編	調整池及び貯留浸透施設の計画設計及び多目的利用について解説
住宅団地土木施設設計要領(案) 雨水流出抑制施設(規定及び解説)	昭和62年 10月	住宅・都市整備公団	調整池・貯留浸透施設の計画、設計及び監理について規定公団の住宅団地に適用
下水道雨水浸透施設技術マニュアル(設計編・公道編)1993・1994年度版	設計編 平成 6年 5月 公道編 平成 7年 3月	(財)下水道新技術推進機構	浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性ブロック等の設計、施工、維持管理について規定
雨水浸透施設技術指針(案) 調査・計画編	平成 7年 9月	(社)雨水貯留浸透技術協会	浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性舗装を対象に、浸透能力の現地調査法、構造様式別基準浸透量及び設計浸透量の設定法及流出抑制効果の算定法について規定
雨水浸透施設技術指針(案) 構造・施工・維持管理編	平成 9年 4月	(社)雨水貯留浸透技術協会	浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝、透水性舗装、砕石空隙貯留施設を対象に、構造設計・施工方法及び維持管理の内容について規定

# 【参考事例】 防災調整池に関すること

## 総合治水条例／兵庫県

## 流域治水の推進に関する条例／滋賀県

## 総合治水対策の推進に関する条例／金沢市

- 【趣旨1】開発行為をしようとする者は、浸水による被害を発生させる可能性がある場合、調整池を設置するとともに適正な管理をしなければならない
- 【趣旨2】1ha以上の開発行為をしようとする者は、重要調整池を設置しなければならない(知事への届け出)

- 【趣旨】1,000m<sup>2</sup>以上の開発を行おうとする者は、雨水排水計画を市長に提出、協議しなければならない

<p>第4章流域対策</p> <p>第1節調整池の設置及び保全</p> <p>(開発行為に伴う調整池の設置)</p> <p>第10条 土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、その可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するようにしなければならない。</p> <p>(重要調整池の設置)</p> <p>第11条 規模が1ヘクタール以上の開発行為(規則で定める開発行為を除く。)であって、前条の規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 開発行為を行う土地の所在地</p> <p>(3) 開発行為の目的</p> <p>(4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況</p> <p>(5) 前条の規則で定める基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化</p> <p>(6) 調整池の設置に関する計画</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の開発行為をする者(以下「開発者」という。)は、規則で定める技術的基準に適合する調整池(以下「重要調整池」という。)を設置しなければならない。</p> <p>(開発者への措置命令)</p> <p>第12条 知事は、前条第2項に違反して、調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要調整池の設置を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項の技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(重要調整池の設置の完了の届出等)</p> <p>第13条 開発者は、調整池の設置に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、設置された調整池について検査を行い、第11条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>(重要調整池の所有者等の義務)</p> <p>第14条 重要調整池の所有者(所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「重要調整池の所有者等」という。)は、その重要調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。</p> <p>2 重要調整池について、前項の機能が失われたときは、重要調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 重要調整池の所有者等が変更したときは、新たに重要調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(重要調整池の所有者等に対する措置命令)</p> <p>第15条 知事は、前条第1項の重要調整池の所有者等が同項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、同項の重要調整池の所有者等に対し、重要調整池に堆積した土砂等の撤去その他重要調整池の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(重要調整池の所有者等の義務の免除)</p> <p>第16条 知事は、浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由が認められる場合には、第14条第1項の義務を免除することができる。</p> <p>2 前項の規定による義務の免除は、その旨を告示してする。</p> <p>(重要調整池以外の調整池の管理)</p> <p>第17条 重要調整池以外の調整池の所有者(所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)は、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理をするようにしなければならない。</p> <p>(指定調整池の指定)</p> <p>第18条 知事は、重要調整池以外の調整池であって、計画地域における流域対策において、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池を指定調整池として指定することができる。</p> <p>2 知事は、指定調整池を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者の同意を得るものとする。</p> <p>3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。</p> <p>(指定調整池の所有者等の義務)</p> <p>第19条 指定調整池の所有者(所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者)(以下「指定調整池の所有者等」という。)は、前条第1項の指定の際、現に当該指定調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、指定調整池について適正な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定調整池について、前項の機能が失われたときは、指定調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 指定調整池の所有者等が変更したときは、新たに指定調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第20条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定調整池の指定を解除することができる。</p> <p>2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。</p>		<p>第3章 開発事業における雨水排水計画の協議等</p> <p>(開発事業の雨水排水計画の協議)</p> <p>第14条 本市の区域内において、その面積が1,000平方メートル以上の土地に係る開発事業を行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、あらかじめ、当該開発事業の実施に係る雨水を排水するための計画(以下「雨水排水計画」という。)(記載した書類(以下「計画書」という。))を市長に提出するとともに、当該雨水排水計画について、市長と協議しなければならない。当該雨水排水計画の内容を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>(助言、指導又は勧告)</p> <p>第15条 市長は、前条第1項の規定による協議をした場合において、当該雨水排水計画の内容が市長が別に定める浸水被害の発生及び拡大の防止を図るための雨水の排水に係る技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該開発事業者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前条第1項の規定による協議をしない者又は虚偽の計画書による協議をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。</p> <p>3 市長は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、金沢市総合治水対策推進協議会の意見を聴くことができる。</p> <p>(報告等)</p> <p>第16条 前条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第17条 市長は、第15条第1項又は第2項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、金沢市総合治水対策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p>
---	--	--

## (2) 流域対策(ためる) ⑨【農地の保水力の保全】

### ① 現状

□ 大和川流域関連市町村の市街化調整区域における農地転用は、過去11年間で約280ha(年平均約25ha)の農地転用が行われている。また、宅地目的以外では、233ha(年平均約21ha)である。

□ 大和川流域関連24市町村の市街化調整区域内の農地面積等  
 市街化調整区域面積 67,938ha  
 うち農地面積 15,858ha(H26時点 都市計画室資料より)  
 うち農用地区域内農地面積 9,611ha(H26時点 担農課資料より)

※農用地区域内農地については、原則転用不可(農振法・農地法)  
 ※農用地区域外の農地についても、市街化調整区域内は農地転用許可制度により 集団農地等の優良農地は一部例外を除き転用が規制されている。(農地法)

- ・市街化調整区域面積に占める農地面積は約23%
- ・農用地区域以外の農地面積は約9%

【大和川流域関連24市町村内の面積】

平成26年度 単位:ha

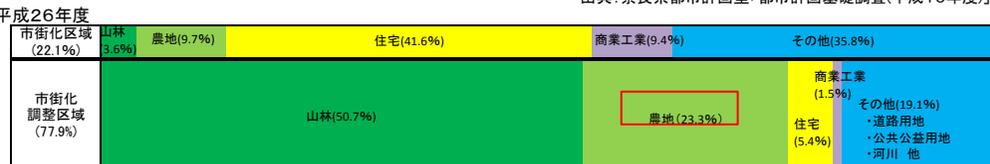
	区分	山林	農地	住宅	商業工業	その他	合計
平成16年度	市街化区域	753	2,167	8,058	1,757	6,498	19,232
	市街化調整区域	36,289	16,718	3,554	1,042	11,207	68,809
	都市計画区域	37,041	18,885	11,612	2,800	17,704	88,041
平成26年度	市街化区域	690	1,869	8,031	1,819	6,916	19,326
	市街化調整区域	34,467	15,858	3,635	997	12,982	67,938
	都市計画区域	35,157	17,727	11,666	2,817	19,898	87,264

※平成16年度から平成26年度に減少した市街化調整区域の農地860haの内、農地転用によるものは約280haであり、それ以外のもの(線引きの見直し、公共事業による買収等)は約580haである。

【大和川流域関連24市町村内の面積割合】



出典: 奈良県都市計画室「都市計画基礎調査(平成16年度)」



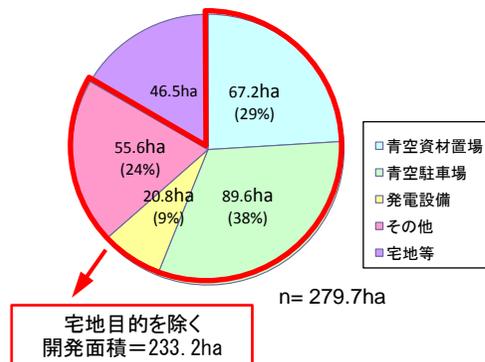
出典: 奈良県都市計画室「都市計画基礎調査(平成26年度)」

### ＜市街化調整区域における農地転用の状況＞

- ・市街化調整区域内における宅地目的以外の農地転用は、233ha(年平均約21ha)である。
- ・このうち雨水の流出増が考えられる舗装の面積は、約70ha(年平均約6ha)で、市街化調整区域内の農地転用の30%である。

【用途別面積割合】

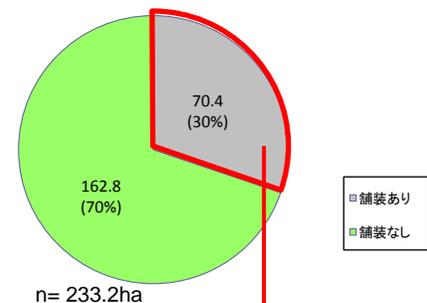
(平成16年度～平成26年度)



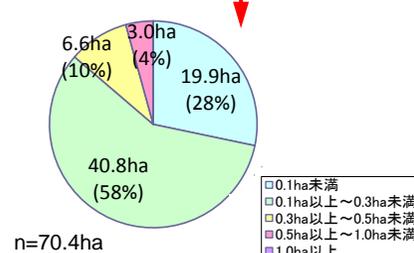
※( ): 宅地目的を除く  
 開発面積に対する面積割合  
 ※その他は、道路、水路、植林、  
 農業用倉庫、商店等

【舗装面積】

(平成16年度～平成26年度)



【舗装ありの面積区分】



## ② 課題（考察）

- 市街化調整区域の農地転用は、農地法により規制されている。
- H16～H26年度の農地転用のうち、雨水の流出増が考えられる舗装などを伴う土地利用は、農地全体の年平均約6ha（農地全体で約0.04%）と低い。
- また、面積で見ると、開発許可申請の1,000m<sup>2</sup>未満の面積（年平均約3ha）と同程度であり、流出の増加量は小さいと考えられる。

## ③ 課題解決に向けた方策(案)

### 【農地の保水力の保全】

- 市街化調整区域内の農地において、雨水の浸透を著しく妨げる恐れのある土地利用（都市計画法等の開発行為に関する許可にかかるものを除く）をしようとする者は、流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

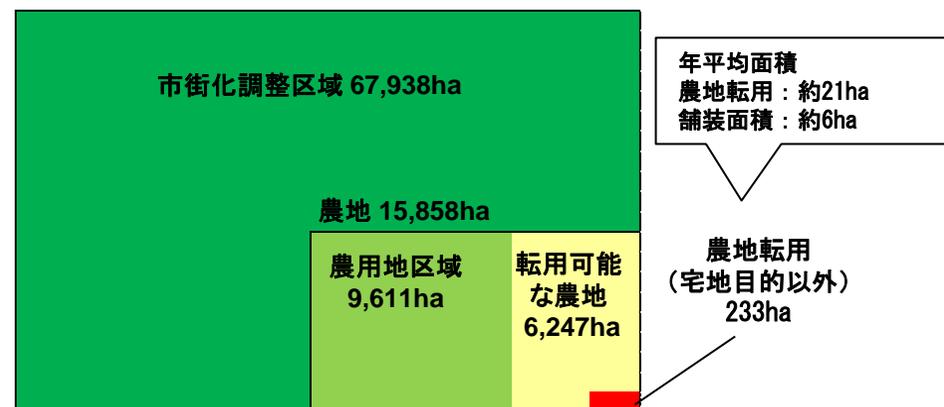
### 【目的】

- 開発行為以外の農地転用等の土地の形質変更行為による雨水流出を抑制する。

### 【必要性】

- 農地転用においても河川への雨水流入量が増加することがあるため、雨水流出増の抑制に努めることが必要である。

【市街化調整区域に対する流出増につながる行為の相関関係(ha)】  
(平成16～26年度)



# 【参考事例】 農地に関すること

## 総合治水条例／兵庫県

【趣旨】 森林の所有者は、森林の有する雨水浸透機能等の確保のため、森林の整備及び保全を図らなければならない

## 流域治水の推進に関する条例／滋賀県

【趣旨】 農地の所有者は、農地が有する雨水貯留浸透機能を発揮するよう、適正な保全及び管理を行わなければならない

## 総合治水対策の推進に関する条例／金沢市

【趣旨】 市長は、高い雨水浸透機能を確保するため、森林、農地、緑地等の保全に努めなければならない

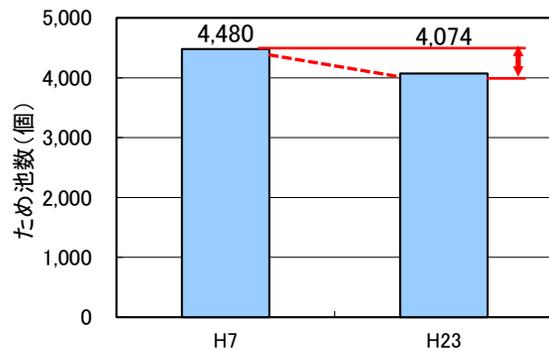
<p>第6節 森林の整備及び保全</p> <p>第37条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図られるようにしなければならない。</p> <p>2 県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に資する施策を講ずるものとする。</p>	<p>第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策 (森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保)</p> <p>第10条</p> <p>2 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるよう努めなければならない。</p>	<p>(森林、農地等の保全等)</p> <p>第11条 市長は、雨水の地下への浸透について高い機能を有する森林、農地、緑地等の保全に努めなければならない。</p> <p>2 本市の区域内に存する森林又は農地の所有者(当該森林又は農地を使用し、又は収益する権原を有する者を含む。)は、森林又は農地が有する保水又は遊水の機能を保持するため、その適正な整備及び保全に努めなければならない。</p>
--	---	---

## (2) 流域対策(ためる) ⑩【ため池の保水力の保全】

### ① 現状

- 「大和川流域ため池治水機能の保全」により、3,000m<sup>2</sup>以上の開発行為等を行う区域に一部でもため池が含まれ潰廃される場合は、ため池の保水力の確保を行政指導している※。
- 奈良県大和川流域内には、平成23年時点でため池が4,074個存在。
- 平成7年には4,480個存在していたので、約15年間で約406個潰廃されている。また、潰廃されたため池の面積は21.4haである。
- そのうち行政指導により、17.5ha（潰廃されたため池の約82%）のため池の保水力確保を図っている。
- 平成23年時点の約66%が、ため池面積が1,000m<sup>2</sup>未満の小規模なため池である。

【大和川流域内のため池数の変遷】

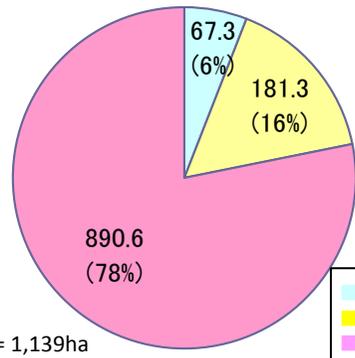
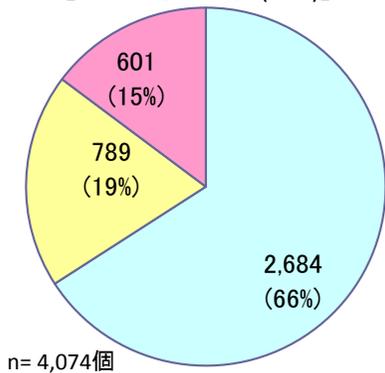


406個減  
21.4ha減

注)ため池実態調査:市町村での現地確認による

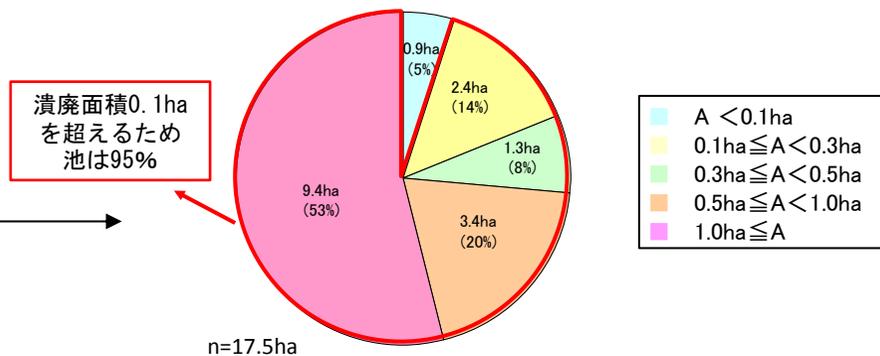
【ため池数の内訳(H23)】

【ため池面積の内訳(H23)】

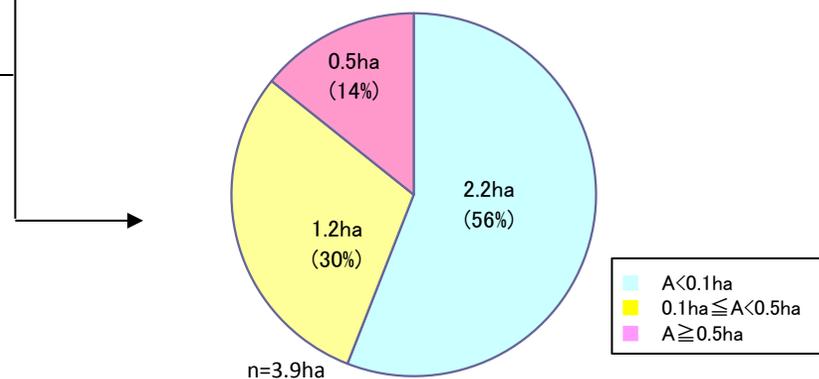


A < 0.1ha  
0.1ha ≤ A < 0.5ha  
A ≥ 0.5ha

【潰廃されたため池（調整池設置）の面積内訳】  
(H7~H23年度)

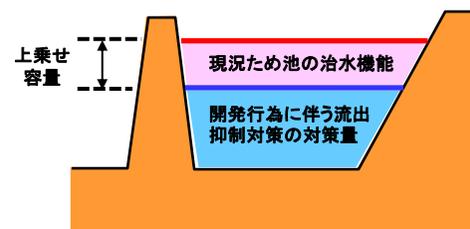


【潰廃されたため池（調整池未設置）の面積内訳】  
(H7~23年度)



#### ※ため池の潰廃に伴う調整池容量の上乗せについて

- ・ 「流域整備計画」では、ため池の潰廃時において下流の治水安全度を低下させないために、ため池の保持及び治水上有している機能の保全を積極的に図っていくものとしている。
- ・ ため池の埋立等が開発行為を伴う場合は、開発行為に伴う流出量の抑制対策に現況ため池の治水効果を上乗せした調整池を整備する。



## ② 課題

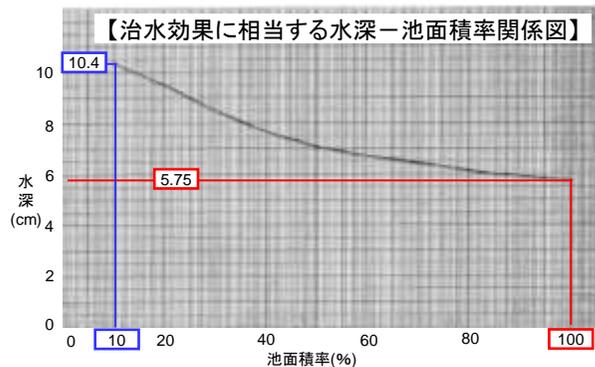
- 行政指導による透明性や実効性が担保されていない。

### <ため池潰廃による保水力※1の減少量の試算>

- 潰廃されたため池が集水域のない皿池(21.4ha)と仮定した場合は保水力が約12,300m<sup>3</sup>減少すると想定される。
- 潰廃されたため池が集水域を有するため池(池面積率の最大10%)と仮定した場合は保水力が約22,300m<sup>3</sup>減少すると想定される。

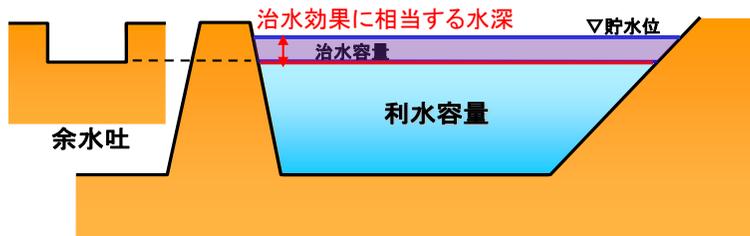
治水効果に相当する水深※(cm) × ため池面積(ha) =  
 集水域がない皿池 → (5.75/100) × (21.4 × 10,000) = 12,300 m<sup>3</sup>  
 集水域がある池 → (10.4/100) × (21.4 × 10,000) = 22,300 m<sup>3</sup>

※過去の実績(調査、シミュレーション等)に基づく



※池面積率 = 池面積 ÷ 集水面積

◎ため池が有している治水効果は、平常時保たれている水位以上の貯留容量および降雨時の余水吐以上の貯水容量による洪水調節効果をいうものである。



- ・上乗せの実施により、保水力の減少量22.3千m<sup>3</sup>（想定最大）を上回る保水力28.7千m<sup>3</sup> ※2を確保。
- ・潰廃されたため池（調整池設置）の95%が面積1,000m<sup>2</sup>以上のため池。

## ③ 課題解決に向けた方策(案)

### 【ため池の保水力の保全】

- ため池の所有者は、流域の持つ保水力を適正に確保するため、ため池の治水効果の保全に努めなければならない。
- 1,000m<sup>2</sup>以上の開発行為を行う区域内にため池の全部又は一部が存在する場合は、ため池の治水上有している機能を保全しなければならない。
- 池面積が1,000m<sup>2</sup>以上のため池を潰廃しようとする者は、保水力が現状よりも低減しないよう適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 池面積が1,000m<sup>2</sup>以上のため池を潰廃しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 知事及び市町村長は、保水力の確保のため必要がある場合は、治水利用を図ることができる。

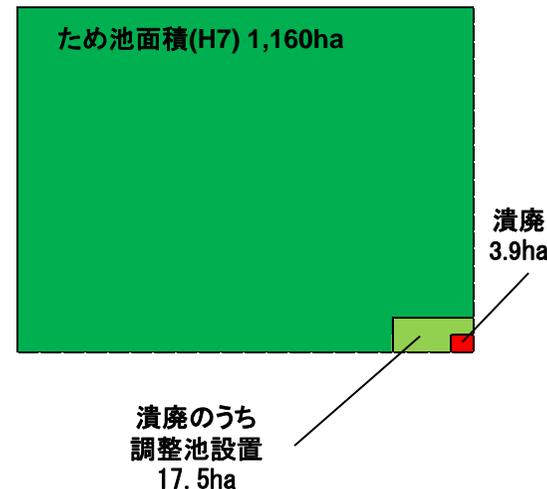
### 【目的】

- ため池の保全により、ため池の保水力確保を図る。

### 【必要性】

- ため池の潰廃により、流域の保水力が低下しており、保水力維持のため、ため池の保全を行うことが必要である。

【ため池に対する潰廃されたため池の相関関係(ha)】  
 (平成7～23年度)



※1 保水力とは、降った雨をすぐに流出させずに、山地、農地等の流域で雨水を保留する力(または流出を遅らせる)を言う。

※2 大和川流域内において、平成7年度以降に潰廃されたため池406個のうち、70個について上乗せを実施。上乗せを実施することにより、28.7千m<sup>3</sup>の保水力を確保。

## ◎ 他法令との関連性

□ 義務を課し、権利を制限する等の規定について、憲法は国の最高法規であり、条例はこれに違反してはならないことから、財産権の保障（憲法第29条）その他の基本的人権の保障の規定との関係に注意する必要あり

※ため池条例に対する私権の制限に関する判例を参考

### 【奈良県ため池条例事件】

#### ○事件の概要

- ・奈良県に所在する当該ため池は、Yらを含む近隣の農民の共有ないし総有に属していたが、奈良県は1954年に「ため池の保全に関する条例」を制定し、ため池の堤塘耕作を禁止した。しかし、Yらは、他の農民が条例に従い任意に耕作を中止するなかで、依然として耕作を続けたため、検察官が立件した。

#### ○判旨

- ・当該条例は地方自治法の条例制定権に基づいて、ため池の破損・決壊等による災害を未然に防止するために定めた（→1条）ものであり、Yらにとっては当該ため池に対する財産権の行使をほぼ全面的に制限されることになるが、公共の福祉に照らして受忍しなければならない。
- ・当該制限は公共の福祉に基づく制限であり、Yらは当然に受忍しなければならないのだから、憲法29条3項にいう損失補償は必要ではない。また、Yらの耕作は、民法の補償する財産権の行使でもないので、民法上の補償も及ばない。

# 【参考資料】 ため池の多目的活用について

## ため池の他目的活用について

- 「ため池」の有する多面的機能の発揮により、「ため池」の公共性を高め、県民の財産として次世代に引き継ぐため、他目的活用の促進を図る。
- 他目的活用の促進を通じて、地域住民を含めた地域ぐるみの管理体制を構築し、より適正な維持管理の徹底を図る。

### ため池の他目的活用への取り組み

#### □治水利用

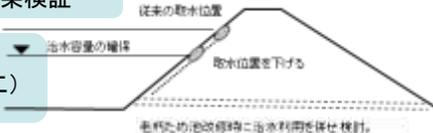
- 大和川総合治水対策で67箇所で行った治水利用  
国交省、農水省補助事業で改修  
倉橋ため池(桜井市)、荒池(奈良市)、兵庫大池(天理市)など

#### ○浸水常襲地域での取り組み(河川課との連携)

- ・5流域での「ため池」治水活用の検討  
流域内 46箇所のため池で効果検証

#### ・ため池等整備事業と連携

- 葛城市 野田谷池(H24より着工)  
改修時に治水利用を併せ実施



#### □治水利用のイメージ



治水容量の確保



#### □親水利用

- 水環境整備事業などで23箇所の公園整備  
農水省補助事業などで改修整備  
木戸古池(葛城市)、長柄新池(天理市)、九頭神池(大和郡山市)など

#### ○景観保全・親水活用

眺望スポット100選、自転車道、  
ウォークルート周辺より抽出

- 七条大池、水上池(奈良市)  
小南池、二ノ瀬池(天理市)  
千股池、旗尾池(香芝市)  
天満池(斑鳩町) など



#### □親水利用のイメージ



地域の財産として活用  
憩いの場、景観スポットなど



#### □地域ぐるみでの管理

- 農家のみならず地域住民で管理(平成18年から実施)  
長柄新池(天理市)、新町池(葛城市)など

#### ○ため池利用実態調査の実施 (H23緊急雇用事業)



#### ○活用モデルの策定



#### □地域用水利用のイメージ



防火用水としての利用

環境用水としての利用



## 【参考事例】 ため池に関すること

総合治水条例／兵庫県

流域治水の推進に関する条例／滋賀県

総合治水対策の推進に関する条例／金沢市

【趣旨】 知事は、特に必要と定める貯水施設を  
指定雨水貯留浸透施設として指定できる

<p>(貯水施設による雨水貯留容量の確保) 第26条 利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、雨水を貯留するに当たっては、あらかじめその貯水量を減じる等の適切な措置により、大雨に伴う雨水を貯留する容量(以下「雨水貯留容量」という。)を確保するようしなければならない。</p> <p>(指定貯水施設の指定) 第27条 知事は、前条の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を指定貯水施設として指定することができる。 2 知事は、指定貯水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示とする。</p> <p>(指定貯水施設の管理者の義務) 第28条 指定貯水施設の管理者は、第26条に規定する適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならない。 2 前項の規定により、指定貯水施設において適切な措置を行おうとする者は、その行う適切な措置について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。</p> <p>(指定貯水施設の管理者の届出) 第29条 指定貯水施設の雨水貯留容量の確保を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止するときは、その管理者はあらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>特に記載無し</p>	<p>特に記載無し</p>
--	---------------	---------------

### (3) 土地利用対策(ひかえる) ①【(仮称)ひかえる区域の設定】

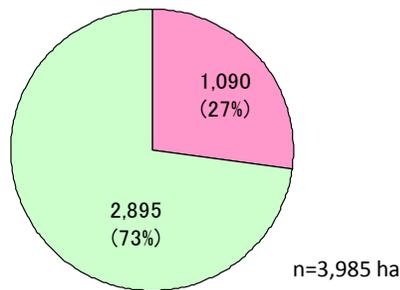
#### ① 現状

□ 県では市街化調整区域を極力保持することにより、市街地の無秩序な拡大の抑制を図り、河川への流入量の増加を抑制している。

	要綱等	策定年月日 策定者	運用概要
市街化区域等の編入	市街化区域と市街化調整区域との区分変更についての基本的考え方	平成20年8月 奈良県	原則として市街化区域に含めない区域：浸水常襲地域
市街化調整区域の地区計画	—	—	土地の合理的な利用が図られるべきであり、浸水被害が想定される区域は、原則として策定不可と運用
区域指定	都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の運用ガイドライン	平成16年12月 建築課	留意すべき土地：大和川流域において、過去に複数回浸水実績のある区域

※浸水による被害の恐れのある区域  
・大型台風等による浸水被害、浸水常襲地域、内水地区の包絡面積は、市街化区域1,090ha  
市街化調整区域2,895ha  
合計3,985ha

【浸水区域内の都市計画区域の割合】



#### ② 課題

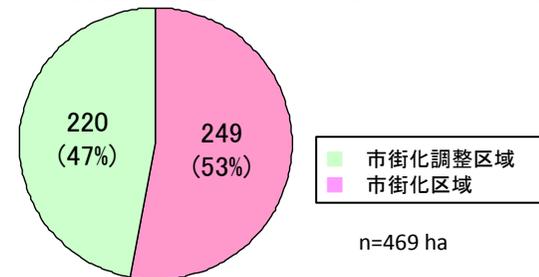
- 実績に基づく浸水区域（浸水常襲地域）を指定しているため、実績降雨の違いにより、地域間の公平性に欠けるという点に問題がある。
- 浸水実績であるために、潜在的に浸水区域となる恐れのある地域もある。

【浸水による被害の恐れのある区域】

##### ○浸水常襲地域

- ・戦後最大の被害を被った昭和57年8月の洪水以降3回以上浸水した地域を「浸水常襲地域」として設定。
- ・大和川流域内の浸水常襲地域は91箇所、浸水面積の合計は469ha。

【浸水常襲地域内の都市計画区域の割合】

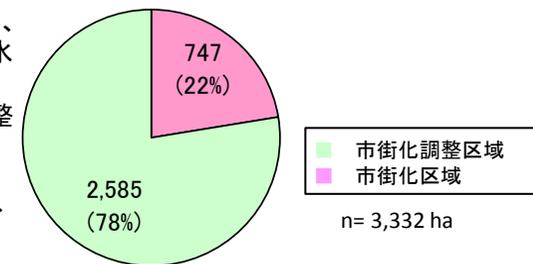


##### ○浸水実績地区

- ・大型台風等（S57年8月、H7年7月、H11年8月、H19年7月）による浸水地区
- ・浸水面積の約78%は、市街化調整区域となっている。

【浸水実績地区内の都市計画区域の割合】

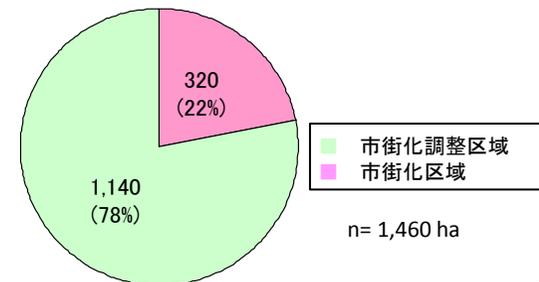
※S57年8月、H7年7月、H11年8月、H19年7月の浸水面積の包絡面積



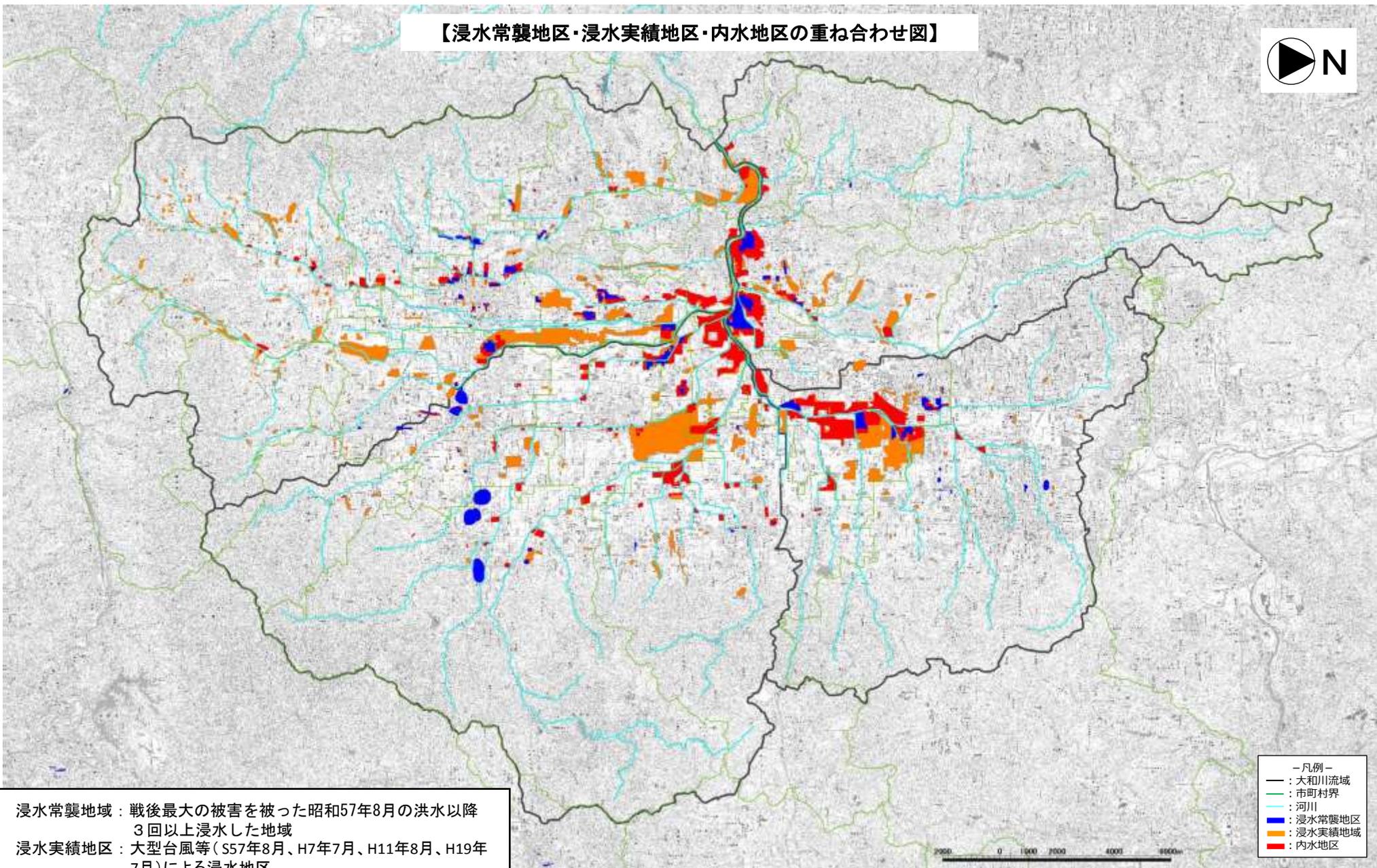
##### ○内水地区

- ・合流先河川の背水の影響で、内水被害が発生する可能性のある区域を「内水地区」として設定。
- ・大和川流域における内水地区は130箇所、浸水面積の合計は1,460ha。

【内水地区内の都市計画区域の割合】



【浸水常襲地区・浸水実績地区・内水地区の重ね合わせ図】



浸水常襲地域：戦後最大の被害を被った昭和57年8月の洪水以降  
3回以上浸水した地域  
浸水実績地区：大型台風等（S57年8月、H7年7月、H11年8月、H19年  
7月）による浸水地区  
内水地区：合流先河川の背水の影響で、内水被害が発生する  
可能性のある区域

- 凡例 -
- : 大和川流域
  - : 市町村界
  - : 河川
  - : 浸水常襲地区
  - : 浸水実績地域
  - : 内水地区

※ 浸水実績地区：昭和57年8月、平成7年7月、平成11年8月、平成19年7月

出典：奈良県調べ

### ③ 課題解決に向けた方策(案)

#### 【(仮称)ひかえる区域の設定等】

- 県は、(仮称)ひかえる区域を設定するものとし、速やかに公表しなければならない。

#### 【目的】

- (仮称)ひかえる区域の市街化編入等の抑制により、浸水被害を防ぐ。

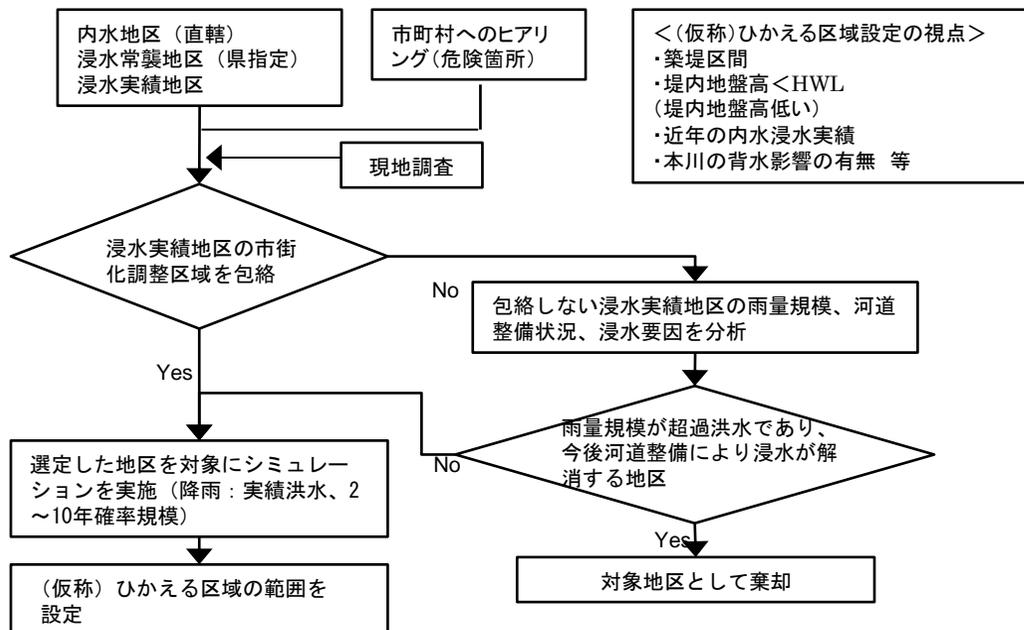
#### 【必要性】

- (仮称)ひかえる区域における土地利用を抑制し、将来における浸水被害に対する安全性を確保する。

#### 【検討方針】

- 内水地区が浸水実績地区の市街化調整区域を包絡することを確認。
- シミュレーション(降雨、河道、土地利用を変化)を実施し、被害額、浸水面積等を踏まえ(仮称)ひかえる区域を設定。

#### ○(仮称)ひかえる区域設定フロー

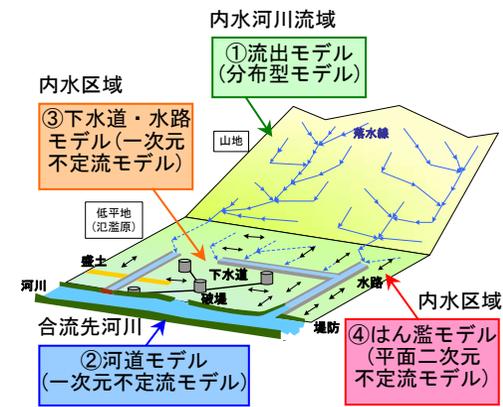


#### ○内水氾濫シミュレーション

- ・降雨条件、河道条件、土地利用条件を変化させ、シミュレーションを実施し、被害額や浸水面積等を比較し、雨量規模を設定。

※都市計画法では降雨強度50mm/hrの降雨に対し氾濫が予想される区域、0.5m以上の湛水が予想される区域は、原則として市街化区域に含まないとされている。

⇒対象降雨としては10年確率降雨を想定



統合型流出内水解析モデルの概念図

降雨条件	河道条件	土地利用条件
奈良県2~10年確率降雨	現況河道	現況(平成21年)
昭和57年7月降雨等	整備計画河道	将来想定

## ④ 規定の必要性

### 【目的と手段の合理的関連性】

- 都市計画法の基本理念(法第2条)は、「適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」であり、浸水被害が想定される区域の土地利用を抑制するために、市街化区域編入等を抑制するものである。
- 市街化区域編入については、都市計画法施行令(第8条第1項第二号ロ)に、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域は原則として市街化区域編入しない旨が規定されており、本条例は市街化区域編入を抑制する区域を明確化するものである。
- 市街化調整区域の地区計画については、浸水常襲地域など浸水被害が想定される区域は、原則として地区計画策定不可と運用しており、本条例は地区計画策定を抑制する区域を明確化するものである。
- 区域指定については、浸水常襲地域など浸水被害が想定される区域は、指定区域に含めないことが望ましいと運用しており、本条例は区域指定を抑制する区域を明確化するものである。

## ⑤ 他の法令との関連性

### 【制限される権利の種類】

- 市街化区域編入する都市計画決定権限
- 地区計画を策定する都市計画決定権限
- 区域指定

### 【規制の内容】

#### ○(仮称)ひかえる区域の設定

- ・市街化区域編入、市街化調整区域の地区計画、都市計画法に基づく開発許可に関する条例の区域指定(以下「区域指定」という)の区域に含めない(仮称)ひかえる区域の設定

#### ○(仮称)ひかえる区域の市街化区域編入等の抑制

- ・都市計画法第15条第1項第二号に掲げる区域区分に関する都市計画を決定又は変更するときは、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域に原則として(仮称)ひかえる区域を含めないものとする
- ・都市計画法第12条の5第1項第二号の規定により市街化調整区域の地区計画を決定又は変更するときは、地区計画を定める土地の区域に原則として(仮称)ひかえる区域を含めないものとする
- ・都市計画法に基づく開発許可に関する条例第3条第1項の規定により土地の区域を指定又は変更するときは、当該土地の区域に原則として(仮称)ひかえる区域を含めないものとする
- ・上記の規定は、浸水による県民の生命及び財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、又は確実に講じられると見込まれる場合は適用しない

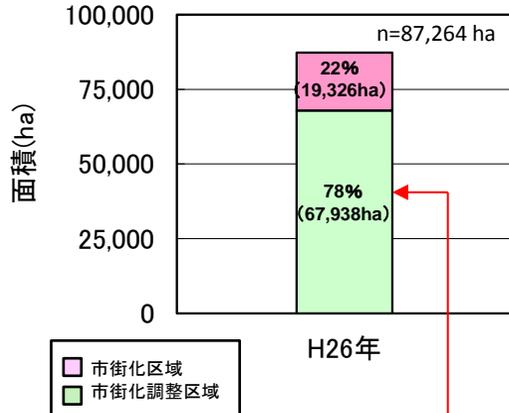
### (3) 土地利用対策(ひかえる) ①【(仮称)ひかえる区域の市街化編入等の抑制】

#### ① 現状

- 大和川関連24市町村の都市計画区域の面積は87,264ha(平成26年時点)。
- 市街化区域19,326haに対し、浸水による被害の恐れのある区域は1,090ha(約6%)。
- 市街化調整区域67,938haに対し、浸水による被害の恐れのある区域は2,895ha(約4%)である。さらに、市街化調整区域における地区計画14箇所(90ha)の内、浸水による被害の恐れのある箇所は、2箇所(24ha)であり、また、区域指定66箇所(1,231ha)の内、浸水による被害の恐れのある箇所は43箇所(131ha)である。

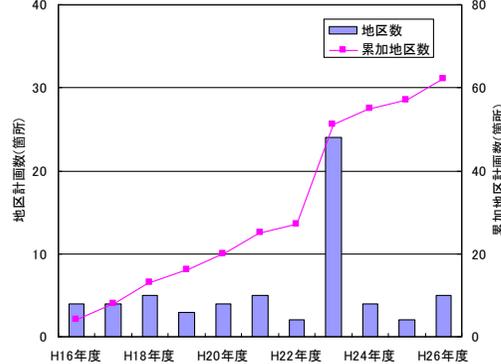
- 地区計画
  - ・H16年度～H26年度の大和川関連24市町村の地区計画の状況は、総面積596ha(62箇所)。
  - 地区計画の面積について、増加傾向にある。
- 区域指定
  - ・H16年度～H26年度の大和川関連24市町村の区域指定の状況は、総面積1,231ha(66箇所)。
  - 区域指定の面積について、H22年度以降に大きな増加はない。

【都市計画区域面積】

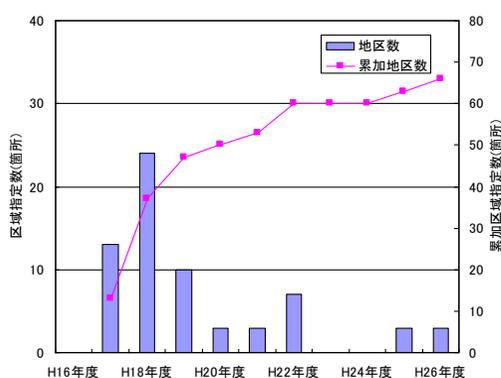


地区計画14箇所(90ha)  
区域指定66箇所(1,231ha)  
(H16年度～H26年度)

【地区計画の変遷(H16年度～H26年度)】



【区域指定の変遷(H16年度～H26年度)】



#### ② 課題

- 浸水する区域において、市街化調整区域の市街化区域への編入や市街化調整区域内の地区計画や区域指定により、市街化を図ると自らが浸水被害に遭うリスクが高まる。

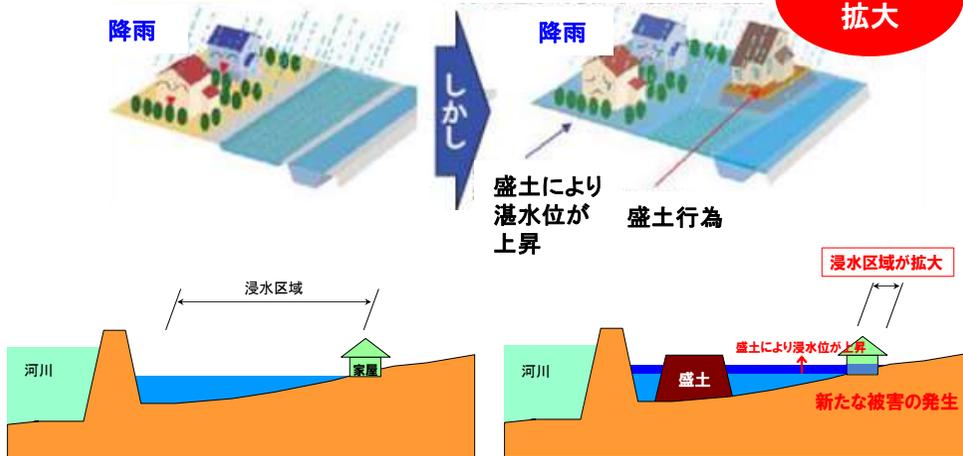
##### ○浸水被害の増加



浸水区域で家を建てると、自らが浸水に遭うリスクが高まる

##### ○浸水区域の拡大

浸水区域で盛土が行われると、浸水区域が周辺に拡大する



### ③ 課題解決に向けた方策(案)

#### 【(仮称)ひかえる区域の市街化編入等の抑制】

- 県は、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域に原則として、(仮称)ひかえる区域を含めないものとする。
- 市町村は、市街化調整区域の地区計画を定める土地の区域に原則として、(仮称)ひかえる区域を含めないものとする。

#### 【目的】

- (仮称)ひかえる区域の市街化編入等の抑制により、浸水被害を防ぐ。

#### 【必要性】

- (仮称)ひかえる区域における土地利用を抑制し、将来における浸水被害に対する安全性を確保する。

# 【参考事例】市街化編入に関すること

総合治水条例／兵庫県

【趣旨】知事は、浸水被害軽減のため、  
浸水が想定される区域を指定

流域治水の推進に関する条例／滋賀県

【趣旨】知事は、県民の生命または身体に被害を生じる恐れのある土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定できる

総合治水対策の推進に関する条例／金沢市

<p>第5章 防災対策</p> <p>第1節 浸水に関する情報 (浸水が想定される区域の指定)</p> <p>第38条 知事は、河川(河川法第9条第2項、第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき知事が管理する河川のうち、水防法(昭和24年法律第193号)第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。)について、浸水による被害の軽減を図るため、規則で定めるところにより、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものとする。</p> <p>2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにするものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、県民に周知するとともに、関係市町の長に通知しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。</p> <p>5 知事は、市町の長に対し、その所管する河川、下水道その他の水路について前各項の規定による措置と同様の措置を講ずるとともに、第3項の県民への周知に協力し、浸水からの円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるよう求めるものとする。</p>	<p>第5章 氾濫原における建築の制限等 (定義)</p> <p>第12条 この章および第8章において使用する用語は、建築基準法(昭和25年法律第201号)および建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例による。 (浸水警戒区域の指定等)</p> <p>第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位(前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。)を明らかにしてするものとする。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長および滋賀県流域治水推進審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならない。</p> <p>7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</p> <p>8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。</p> <p>9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。 (浸水警戒区域における建築物の建築の制限)</p> <p>第14条 浸水警戒区域内において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設(規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。)の用途に供する建築物の建築(移転を除く。以下同じ。)をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるとき。</p> <p>(2) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分が居室を有しないとき。</p> <p>(3) 建築基準法第85条第5項の規定の適用を受ける仮設建築物の建築をしようとする場合</p> <p>(4) 前各号に定めるもののほか、建築物およびその敷地の状況等を勘案してやむを得ないと知事が特に認めた建築物の建築をしようとする場合</p> <p>2 前条第1項の規定による浸水警戒区域の指定または拡張の際に当該浸水警戒区域に存する建築物(建築の工事中の建築物を含む。)の増築または改築をしようとする場合においては、当該増築または改築に係る部分以外の建築物の部分に対しては、前項の規定は、適用しない。</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 建築物の敷地の位置</p> <p>(2) 建築物の構造</p> <p>(3) 建築物の用途</p> <p>(4) 建築物の敷地の想定水位</p> <p>(5) 建築物(次条第1項第2号または第2項第2号の規定に適合するものとして第1項の許可を受けようとする場合にあっては、同一の敷地内にある他の建築物)の想定水位以上にある居室に床面または避難上有効な屋上の高さ</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p>	
---	---	--

# 【参考事例】市街化編入に関すること

総合治水条例／兵庫県

流域治水の推進に関する条例／滋賀県

総合治水対策の推進に関する条例／金沢市

<p>(許可の基準)</p> <p>第15条 知事は、住居の用に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。</p> <p>ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。</p> <p>イ 想定水位下の主要構造部(壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。次項において同じ。)が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。</p> <p>(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。</p> <p>(3) 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。</p> <p>(イ) 第1号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工物があること。</p> <p>イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること。</p> <p>ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができることと知事が認めるものであること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができることと知事が認める建築物であること。</p> <p>2 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該の申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。</p> <p>ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。</p> <p>イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。</p> <p>(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができることと知事が認める建築物であること。</p> <p>(許可の条件等)</p> <p>第16条 知事は、第14条第1項の許可をする場合において、浸水による住民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付することができる。</p> <p>2 知事は、第14条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の工事は、することができない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第17条 第14条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について同条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が住居の用に供する建築物もしくは社会福祉施設等の用途に供する建築物以外のものとなるとき、または規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第14条第1項の許可を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第14条第3項、第15条および前条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第18条 知事は、第14条第1項または前条第1項の許可を受けた建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項または前条第1項の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例の規定またはこれに基づく処分違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他の不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(工程調査等)</p> <p>第19条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了ときはその都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(工事休止届)</p> <p>第20条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を休止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第21条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者(次条において「建築物の所有者等」という。)(に対し、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第22条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等(対し)に必要な事項について質問をすることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>(身分証明書等の提示等)</p> <p>第23条 第19条第2項および前条の規定により建築物、建築物の敷地または建築工事場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>2 第19条第2項および前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(区域区分に関する都市計画の決定または変更)</p> <p>第24条 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)(の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される隣市が当該場合における想定浸水高が5メートル以上である土地の区域(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第1号に規定する、土地の区域を除く。)(を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。</p> <p>ただし、浸水による住民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第15条 知事は、住居の用に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。</p> <p>ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。</p> <p>イ 想定水位下の主要構造部(壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。次項において同じ。)が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。</p> <p>(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。</p> <p>(3) 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。</p> <p>ア 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。</p> <p>(イ) 第1号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工物があること。</p> <p>イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること。</p> <p>ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができることと知事が認めるものであること。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができることと知事が認める建築物であること。</p> <p>2 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該の申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。</p> <p>ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。</p> <p>イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。</p> <p>(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができることと知事が認める建築物であること。</p> <p>(許可の条件等)</p> <p>第16条 知事は、第14条第1項の許可をする場合において、浸水による住民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付することができる。</p> <p>2 知事は、第14条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の工事は、することができない。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第17条 第14条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について同条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる事項の変更をしようとするときは、規定で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が住居の用に供する建築物もしくは社会福祉施設等の用途に供する建築物以外のものとなるとき、または規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第14条第1項の許可を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 第14条第3項、第15条および前条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第18条 知事は、第14条第1項または前条第1項の許可を受けた建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項または前条第1項の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例の規定またはこれに基づく処分違反したとき。</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 偽りその他の不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(工程調査等)</p> <p>第19条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了ときはその都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(工事休止届)</p> <p>第20条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を休止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第21条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者(次条において「建築物の所有者等」という。)(に対し、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第22条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等(対し)に必要な事項について質問をすることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。</p> <p>(身分証明書等の提示等)</p> <p>第23条 第19条第2項および前条の規定により建築物、建築物の敷地または建築工事場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>2 第19条第2項および前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(区域区分に関する都市計画の決定または変更)</p> <p>第24条 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)(の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される隣市が当該場合における想定浸水高が5メートル以上である土地の区域(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第1号に規定する、土地の区域を除く。)(を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。</p> <p>ただし、浸水による住民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。</p>
--	--